

令和6年度

静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の
子どもへの生活支援業務

プロポーザル（企画提案）仕様書

令和6年2月

静岡市子ども未来局子ども家庭課

1 業務名

令和6年度 静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの生活支援業務

2 目的

静岡市の生活困窮世帯、ひとり親家庭等の小学生、中学生及び高校生（以下「子ども」という。）を対象として、ボランティアの協力を得て、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、子どもの気持ちに寄り添った生活支援を実施することにより、学習や生活への意欲を培い、自己肯定感を高めて子どもの健全な成長を支えるとともに、貧困の世代間連鎖が発生しないようにすることを目的とする。

3 対象者

静岡市内に居住する次の子ども

(1) 生活困窮世帯の子ども

- ・生活保護受給世帯、就学援助受給世帯の子ども

(2) ひとり親家庭の子ども

- ・児童扶養手当受給世帯の子ども

(3) 家庭に問題を抱えるなど、本事業の対象とすることが適当であると静岡市が認める子ども

4 業務の内容

(1) 生活支援

ア 内容

- ・子どもが、生活支援ボランティアとともに家庭的な雰囲気の中で食事の支度、食事、余暇活動（遊び、季節行事等）等を通じて家庭での通常の体験をすることにより、生活習慣を身に付け、生活への意欲を高める。
- ・問題を抱えた家庭へは、子どもへの支援のみならず、親に対する支援も同時に行うこと。親の相談にのるとともに、状況に応じ親を支援に参加させ、親を含めた家庭の立て直し支援を行うことが重要であり、子どもとともに親も支える支援とすること。
- ・開催頻度は概ね週1回、開催時間は準備等も含め2時間程度を目安とすること。
- ・できる限りマンツーマンでの対応が望ましいことから、生活支援ボランティア1人が対応する子どもの数は、最大でも3人程度とすること。
- ・企画提案書で提案した内容（仕様書別紙）について実施すること。

イ 会場

業務名	会場	定員	開催日
第14号 生活支援	葵区内で1か所	10名	木
	駿河区内で1か所	10名	金
	清水区内で1か所	10名	水

※ 開催場所は、できる限り住宅等家庭的な雰囲気であること。

※ 開催日については、令和5年度に実施している曜日を基本に設定しており、利用者の利便性に配慮した上で、静岡市と協議の上、曜日を変更することができる。

※ 会場を変更する場合は、静岡市と協議すること。

※ 会場の利用料金等は受託者の負担とし、使用にあたっては施設管理者等の指示に従うこと。

ウ 対象者

スクールソーシャルワーカーや各福祉事務所ケースワーカー等からの依頼に基づき、支援対象とすることが必要と認められる子どもとする。

エ 生活支援相談員

- ・家族からの生活相談に対応するため、生活支援相談員を3区で各1人配置すること。
- ・生活支援相談員の役割は、親の話し相手となり、子どもの送迎時などの機会を捉えて家庭の状況を聞き取り、親子が直面するリスクを把握するとともに、親の参加を促して親が支援する側に回ることができるよう手助けすることによって、子どもへの関心を高め、親自身のエンパワーメントを図ることとする。

(3) マニュアルの作成等

- ・各実施会場の運営マニュアルの作成
- ・各実施会場における危機管理マニュアルの作成
- ・ボランティアの選定基準の作成および研修の実施計画の作成
- ・業務の自己評価と改善の実施

(4) その他

- ・各教室を管理し、生活支援ボランティアを統括する生活支援ボランティアリーダーを各1人配置すること。
- ・ボランティアの募集、選定、派遣調整等の管理を行うコーディネーターを配置すること。
- ・支援対象者の募集、選定については提案に基づき、静岡市と協議、協力して実施すること。
- ・収入、支出管理を適正に行い、毎月の業務終了時には、業務実績（完了）報告書を提出すること。

5 業務実施における前提条件

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり支援対象者から利用料を徴収しない。
- (2) この契約の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときは、受注者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、発注者に引き渡す等業務に影響を及ぼさないよう、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、静岡市が引継未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。静岡市は、受託者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受託者に

対しその損害額の賠償を求めることができる。

6 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、静岡市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、静岡市、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務により得られたデータ及び成果品は静岡市に帰属するものとし、静岡市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、静岡市が提供する資料等を第三者に提供し、または目的以外に使用しないこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び静岡市個人情報保護条例を遵守すること。また、個人の記録等を、PCを利用して記録の作成、保存等を行う場合、個人情報の漏えい及び改ざん等を防止するための措置を講じること。
- (6) 本業務の遂行に当たって、受託者と支援対象者等との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。
対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に静岡市に報告し、対応を協議すること。
- (7) 本事業実施により、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うことになるため、受託者においては塾総合保険等の損害賠償保険に加入すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、静岡市、受託者双方が協議の上、これを決定する。